

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成7年7月20日	不動産番号	4301000028812
所在図番号	余 白				
所 在	空知郡北村字栄町 640番地58			余 白	
	岩見沢市北村栄町 640番地58			平成18年3月27日変更 平成18年4月13日登記	
家屋番号	640番58			余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	81 81		平成4年12月24日新築	
余 白	余 白	余 白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年7月20日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成5年1月6日 第126号	所有者 東京都新宿区南元町23番地 公立学校共済組合 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成15年4月4日 第2722号	原因 平成13年1月9日主たる事務所移転 主たる事務所 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番5 代位者 空 知 郡 北 村 代位原因 平成15年3月10日売買の所有権 移転登記請求権
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年7月20日
2	所有権移転	平成15年4月4日 第2723号	原因 平成15年3月10日売買 所有者 空 知 郡 北 村



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年8月18日
札幌法務局岩見沢支局

登記官

八 鍬 敬 之

